

京都市告示第362号

京都市梅小路公園の指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会から、京都市梅小路公園条例第3条第2項の規定に基づき、供用時間の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成29年9月29日

京都市長 門川 大作

期間	区分		供用時間
平成29年10月7日（土）か ら同月9日（月祝）	庭園	変更後	午前9時から午後8時まで
		現行	午前9時から午後5時まで

(南部みどり管理事務所)